

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いの見直し

1. 例外給付の対象（平成18年4月からの取扱いであり、平成19年4月以降も継続）

要支援1・要支援2及び要介護1と認定された者（以下「軽度者」という。）に係る福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい表1の福祉用具品目に対しては、原則として算定することができません。

ただし、表1の状態像に該当することが認定調査の結果を用いて判断できるときは、例外的に算定することができます。

表1

対象外種目	状態像	認定調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 「3. できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	※
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 「調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は基本調査3-2～3-7 のいずれか 「できない」 又は基本調査3-8～4-15 のいずれか 「ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8 「3. できない」
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	※
カ 自動排泄処理装置	次のいずれかに該当する者 ① 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」
	② 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1 「4. 全介助」

※ アの(二)及びオの(三)については、該当する認定調査項目がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員等が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネジャー又は地域包括支援センター担当職員（以下「ケアマネジャー等」という。）が判断する。

2. 平成19年4月から新たに追加された例外規定

次の①～③の3つの要件をすべて満たすことで、「1. 例外給付の対象」にあたらない対象者についても、例外的に福祉用具貸与費の算定が可能となります。

① ケアマネジャー等が医師の医学的な所見に基づき表2のi) からiii) までのいずれかに該当すると判断していること。

なお、医師の医学的な所見については、主治医意見書又は医師の診断書による確認のほか、介護支援専門員等が聴取した医師の医学的な所見をケアプラン（介護予防含む）に記載する方法をとっても差し支えありません。

② ケアマネジャー等がサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要であると判断していること。

③ 上記①・②について、市町村に書面等確実な方法により確認を受けること

表2

該 当 項 目	例
i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に表1の状態像に該当する者	パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象
ii) 疾病その他の原因により、状態が急激に悪化し、短期間のうちに表1の状態像に該当するに至ることが確実に認められる者	がん末期の急速な状態悪化
iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から表1の状態像に該当すると判断できる者	ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避

注 表2中の例は、あくまでもi)～iii)の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に表2中の例の状態以外の者であっても、i)～iii)の状態であると判断される場合もある。